

4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

(利用定員等)

第109条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所を除き、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業のための専用の居室を設けるものとする。

(設備等)

第110条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物においては、準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) その他指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等

4 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(対象者等)

第111条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その心身の状況により一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者並びにその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために一時的に居室以外の場所において日常生活を営む必要がある者に対して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者

その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護を提供している間、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第112条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第25条第1号、第2号及び第6号に掲げる事項
  - (2) 利用定員(規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。)
  - (3) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (4) 通常の実送迎の実施地域(指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。)
  - (5) サービス利用に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他運営に関する重要事項
- (定員の遵守)

第114条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める人数以上の利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者に利用させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域等との連携)

第115条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第116条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第117条 第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第22条、第29条から第36条まで、第46条、第47条、第85条、第87条及び第88条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業、指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」とあるのは「第108条第1項に規定する従業者」と、第8条及び第29条中「第25条」とあるのは「第113条」と読み替えるものとする。

#### 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第118条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第119条 指定介護予防短期入所生活介護は、第107条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しなければならないこと。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合は、

当該介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。

- (6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(介護)

第120条 利用者に対する介護は、その者の心身の状況に応じ、その自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第121条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第122条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第123条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(相談等)

第124条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第125条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### 第3節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(この節の趣旨)

第126条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第133条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第127条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備等)

第128条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所をいう。第130条及び第132条において同じ。）には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) ユニット
  - (2) 浴室
  - (3) 医務室
  - (4) 調理室
  - (5) 洗濯室又は洗濯場
  - (6) 汚物処理室
  - (7) 介護材料室
  - (8) その他指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等
- 2 前項各号に掲げる設備等の基準及びその特例は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(運営規程)

第129条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第113条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項
- (2) 利用定員（規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。）
- (3) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。）
- (4) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第131条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、その者の日常生活上の活動について必要な援助を行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

(介護)

第132条 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第133条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとす

るよう努めなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第134条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(適用関係)

第135条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に対する第117条及び第119条の規定の適用については、第117条中「第113条」とあるのは「第129条」と、第119条中「107条」とあるのは「第127条」とする。

2 第107条、第110条第3項から第5項まで、第113条、第117条(第85条の規定を準用する部分に限る。)、第120条、第121条及び第125条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業には適用しない。

#### 第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(定義)

第136条 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護」とは、介護予防短期入所生活介護(これに相当するサービスを含む。)に係る基準該当介護予防サービスをいう。

2 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」とは、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」とは、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第137条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、指定介護予防通所介護事業所その他規則で定める事業所等(次条において「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第138条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えなければならない。

(その他の基準)

第139条 前2条に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、第1節(第108条第3項、第110条第1項及び第2項並びに第117条(第15条並びに第33条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)及び第2節に

定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第107条を除く。)中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。))とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第108条第1項中「次に」とあるのは「次の各号(第1号を除く。))に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士(他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。))と、第109条中「規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所を除き、その」とあるのは「その」と、「以上」とあるのは「未滿」と、第110条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び第11号から第15号までを除く。))に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第117条中「第8条及び」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条及び」と、「読み替える」とあるのは「、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第87条中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と読み替える」と、第123条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」とする。

#### 第10章 介護予防短期入所療養介護

##### 第1節 指定介護予防短期入所療養介護

(基本方針)

第140条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下この章において「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、その者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第141条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。))ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に掲げる従業者

ア 医師

イ 薬剤師

ウ 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。)

エ 介護職員

オ 支援相談員

カ 理学療法士又は作業療法士

キ 栄養士

- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者
- (3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号に定める従業者
- (4) 診療所（前2号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員
- 2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。  
（設備）

第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。  
（対象者）

第143条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対して、指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。  
（記録の整備）

第144条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。
- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
  - (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 次条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
  - (4) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- （準用）

第145条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第22条、第29条、第30条、第32条から第36条まで、第47条、第85条、第87条、第101条、第111条第2項及び第112条から第115

条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第8条及び第29条中「第25条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条」と、第113条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）に」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

#### 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 （基本的な取扱方針）

第146条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

#### （具体的な取扱方針）

第147条 指定介護予防短期入所療養介護は、第140条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しなければならないこと。
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活

を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。

- (6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

(診療)

第148条 利用者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めることができるよう適切な指導を行わなければならないこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求めらるるなど診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第149条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、その者に必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第150条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第151条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、栄養並びにその者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとす

るよう努めなければならない。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して食事を提供するときは、その者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で行うよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第152条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第3節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

(この節の趣旨)

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第154条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、その者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第155条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、その者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、その者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期

入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(準用等)

第156条 第130条、第131条、第133条及び第134条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に対する第147条の規定の適用については、同条中「第140条」とあるのは、「第154条」とする。

3 第140条、第145条(第85条の規定を準用する部分に限る。)及び第150条から第152条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業には適用しない。

## 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

### 第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第157条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下この章において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下この章において同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者が指定介護予防特定施設(特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。第180条において同じ。)が指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合には、第176条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者)

第158条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「介護予防特定施設従業者」という。)を置かなければならない。

(1) 生活相談員

(2) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)又は介護職員

(3) 機能訓練指導員

(4) 計画作成担当者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 生活相談員のうち1人は、常勤でなければならない。

4 看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、規則で定める員数の従業者を常勤とする。

5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設にお

ける他の職務に従事することができるものとする。

6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第159条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

2 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための部屋が確保されている場合にあっては第1号の一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる。

(1) 一時介護室(一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための部屋をいう。次条及び第164条において同じ。)

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 食堂

(5) 機能訓練室

(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(重要事項の説明等)

第160条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第164条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うことについて、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供拒否の禁止等)

第161条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者による指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用す

ることを妨げてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であることその他入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第162条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、これを市町村(法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に提出しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第163条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際してはその期日及び入居する指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際してはその期日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、その具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(運営規程)

第164条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第25条第1号、第2号及び第6号に掲げる事項
- (2) 入居定員及び居室数
- (3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第165条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設の従業者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる

場合は、当該従業者以外の者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することができる。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第166条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第167条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第168条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号、第7号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 第162条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類
- (3) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (5) 第165条第3項に規定する結果等の記録
- (6) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
- (7) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (8) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第169条 第6条、第11条、第12条、第20条、第22条、第29条から第33条まで、第35条、第36条、第46条、第47条、第87条、第88条